



令和5年度(2023年度)

居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)向け 集団指導



八王子市福祉部指導監査課児童担当



はじめに

集団指導の目的

児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環として実施

認可外の居宅訪問型保育事業者については、立入調査に代えて講習等の方法による集団指導を行う



目次

- 1 認可外保育施設の制度について
- 2 認可外保育施設指導監督基準について
- 3 幼児教育・保育の無償化について

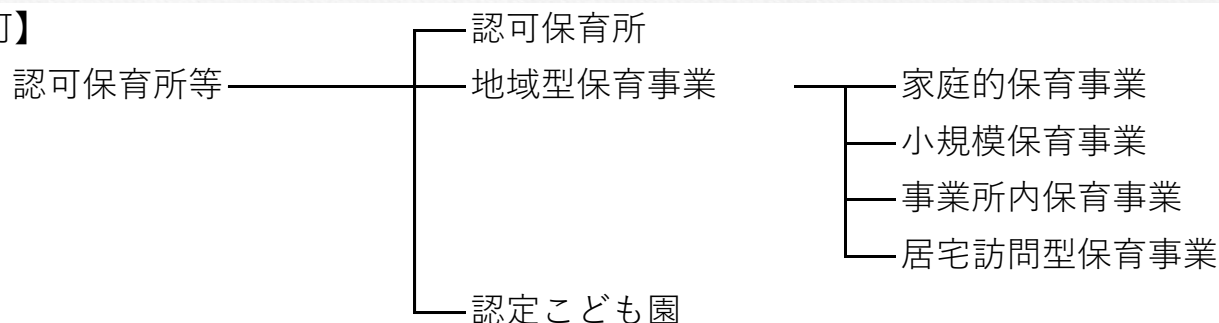


1 認可外保育施設（ベビーシッター） の制度について



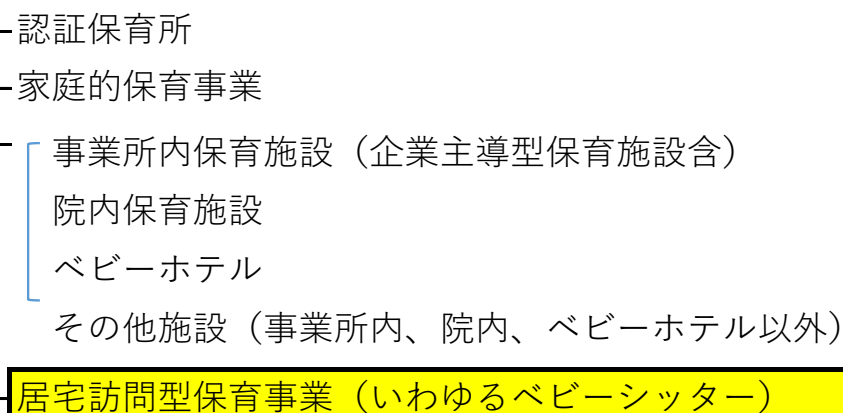
(1) 認可外保育施設とは

【認可】



【認可外】

認可外保育施設・事業





届出の義務

◆ 児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項

認可外保育施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に八王子市へ届け出なければならない。

◆ 児童福祉法第 5 9 条の 2 第 2 項

前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち変更が生じたときは一月以内に八王子市へ届け出なければならない。その事業を廃止し、休止したときも同様とする。

◆ 児童福祉法第 6 2 条の 4

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。



届出の種類

- ◆設置届（児童福祉法第59条の2第1項）
認可外保育施設の設置
- ◆変更届（児童福祉法第59条の2第2項）
届け出た事項に変更があった場合
- ◆休止・廃止届（児童福祉法第59条の2第2項）
当該保育事業を休止・廃止する場合

市のホームページに届出様式がありますので、参考にしてください。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外の訪問型保育事業（ベビーシッター事業）の届出について](#)

報告

◆運営状況報告（児童福祉法第59条の2の5） 毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

◆事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）

◆報告先 運営状況報告は、保育幼稚園課 事故報告は、子どもの教育・保育推進課

◆様式

運営状況の報告及び事故報告書の書式は、市のホームページの下記の場所にありますので確認してください。

現在の場所：トップ > 暮らしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > （就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外の訪問型保育事業（ベビーシッター事業）の届出について



2 認可外保育施設指導監督基準について

◆市のホームページ

トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 子育て施設情報 > 幼稚園・保育施設 > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設の開設をお考えの方へ



設備・運営等に係る基準

- ・認可外保育施設に対する指導監督要綱
- ・別表1 認可外保育施設指導監督基準
- ・別表2 評価基準
- ・別表2-3評価基準(居宅訪問型(法人))
- ・別表2-4評価基準(居宅訪問型(個人))



指導基準項目

- ① 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- ③ 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- ⑤ 保育内容
- ⑥ 給食
- ⑦ 健康管理・安全確保
- ⑧ 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿
- 10 設置者の経営姿勢



指導基準1 保育に従事する者の資格

◆保育士若しくは看護師の資格を有する者

又は

◆都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、又は
児童相談所設置市市長が行う保育に従事する者に
関する研修を終了した者

(例)「家庭的保育者等基礎研修」「居宅訪問型保育
基礎研修」「子育て支援員専門研修の地域保育コー
ス受講者」

指導基準3 非常災害に対する措置

◆防災上の必要な措置について

地震、火災等の災害発生時における対処方法について、検討及び実施をしているか。

例えば、

- ・避難経路や消火用具の場所の確認
- ・事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：トップ＞くらしの情報＞子どもとその家庭＞保育・教育＞（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など＞その他認可外保育施設＞認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

参考資料名
保育施設のための防災ハンドブック
防災訓練用対応ケース集





指導基準5 保育内容

保育所保育指針を参考に、以下の事項について理解し、
適切な保育が行われているか

- 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。
- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。
- 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。
- 乳幼児に対し、漫然とテレビを見せ続けるなど、子どもへの関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。

認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

更新日: 平成30年3月26日 ページID: P0022109

[印刷する](#)

認可外保育施設で使用する参考様式

認可外保育施設指導監督基準により各保育施設には、職員及び保育している児童の状況を明らかにする書類等の整備が義務付けられています。

認可外保育施設に備えるべき書類や使用する各種様式としては、次のようなものが想定されます。

※掲載している様式等は、あくまで参考様式ですので、施設の実態や形態に応じて作成していただくようお願いいたします。

? よくあるご質問

(就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園などの分類一覧

[▶ 保育所](#)[▶ 保育所一覧](#)[▶ 幼稚園](#)[▶ 認定こども園](#)

参考資料

- ・ [保育所保育指針・解説](#) (厚生労働省)



指導基準5 保育内容

乳幼児の人権に対する十分な配慮①

乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格をはずかしめることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。

児童虐待の防止に関する法律

第2条（児童虐待の定義）

- ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応其の他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



指導基準5 保育内容

乳幼児の人権に対する十分な配慮②

身体的な虐待・乱暴なかかわり

心理的な虐待・人格を尊重しない
かかわり

☐ 怒るときに殴る、叩くなど暴力を
ふるう。

☐ 食事の際に無理やり口にご飯を
入れる。

☐ 寝かせつけるときにパンパンと
音がするほど叩く。

☐ 「お前」、「かわいくない」など傷
つけるような言葉を投げかける。

☐ 「早く寝てよ」など、物事を強要す
るような言葉を投げかける。

☐ 「おやつを抜きにするよ」など、罰
を持ち出して脅すような言葉を投
げかける。



性的な虐待

- ☐ 児童を裸にして写真をとる。
- ☐ 児童の着替えや排泄介助の際に、性器を触るなどのわいせつ行為。
- ☐ スキンシップと称して、体を撫でまわす。

ネグレクト

- ☐ 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ☐ ベビーベッドやサークルに入れたまま放置する。
- ☐ 食事の量を極端に減らす。



指導基準5 保育内容 児童相談所との専門的機関との連携

虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ
通告しているか。

- 利用乳幼児について、虐待不適切な養育が疑われる場合に、
子ども家庭支援センターに通告する。

子ども家庭支援センター（クリエイトホール） ☎ 6 5 6 - 8 2 2 5

地域子ども家庭支援センター石川

地域子ども家庭支援センター南大沢

令和6年4月1日～

地域子ども家庭支援センター館・元八王子⇒地域子ども家庭支援センター東浅川へ

- 心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭
状況である場合等においても、専門機関に対し適切な連絡に
努めること。



指導基準5 保育内容 保護者との連絡等

保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。

保護者との緊急時の連絡体制

- 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。（かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。）



指導基準6 給食 食事内容等の状況①

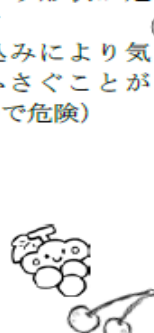
年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事の提供

- ・ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。
- ・ アレルギー疾患等を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。



食事内容等の状況②

食事中の事故防止(誤嚥等による窒息のリスクとなるものの例)

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険) 	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	白玉団子	つるつるしているため、嚥む前に誤嚥してしまう危険が高い
	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

市のホームページから参考資料を見ることができます。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
現在の場所：トップ > 事業者の方へ > 子育て支援 > 幼児教育・保育施設向けの各種ガイドライン等

[くらしの情報](#)[観光・文化](#)[イベント情報](#)[市政情報](#)[施設案内](#)[事業者の方へ](#)

現在の場所: [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [子ども・子育てに関する計画・会議・データなど](#) > [会議・審議会・協議会](#) > [社会福祉審議会児童福祉専門分科会](#) > [重大事故検証部会](#)

キーワード検索

検索

重大事故検証部会

更新日: 令和3年3月30日 ページID: P0028866

 印刷する

重大事故検証部会

保育所など、子どもを預かる施設で重大事故が発生した場合、事故の再発防止を図るための検証と報告を行うための会議を設置しました。

答申

 [八王子市教育・保育施設における誤嚥事故検証報告書（PDF形式 2,431キロバイト）](#)

 よくあるご質問

会議・審議会・協議会の 分類一覧

[▶ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会](#)[▶ 計画策定部会](#)[▶ 子どもにやさしいまちづくり部会](#)[▶ 子ども・子育て支援審議会](#)[▶ 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会](#)

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所: [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [子ども・子育てに関する計画・会議・データなど](#) > [会議・審議会・協議会](#) > [社会福祉審議会児童福祉専門分科会](#) > [重大事故検証部会](#)



食事内容等の状況③

食事中の事故防止策の例

- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。
- 子どもの食事に関する情報(発達状況等)を把握する。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 子どもの口に合った量で与える。(1回で多くの量を与えない)
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 食事中は子どものそばから離れないようにする。



指導基準7 健康管理・安全確保

(1) 乳幼児の健康状態の観察

- 預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。（視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）
- 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者への乳幼児の状態を報告しているか。



指導基準7 健康管理・安全確保

(2) 職員の健康診断

- 健康診断を1年に1回受けているか
- 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
- 検査結果を適切に保管してください。



指導基準7 健康管理・安全確保

(3) 感染症への対応

- 利用児童と保育従事者の間での感染予防のための対策を行うこと。
- 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じてください。



指導基準7 健康管理・安全管理

(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意①

- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- 乳幼児のそばを離れない。
- 乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。
1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況などの状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子どもの安全確認をきめ細かく行う。
- 保育室内の禁煙を徹底する。
- 厚着をさせすぎない、暖房を効かせ過ぎない。



指導基準7 健康管理・安全管理

(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意②

- 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

睡眠時チェック表のひな型は市のホームページにあります。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料](#)

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- チェック項目（子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）



指導基準7 健康管理・安全管理

(5)安全確保 事故防止①

・その他の睡眠中の事故

睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群のほか、窒息などによる事故がある。

乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などの他の睡眠中の事故にもつながる。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。



指導基準7 健康管理・安全管理 (5)安全確保 事故防止②

窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検をしているか

- 口に入れると咽頭部や器官が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くことを徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具については、除去することが望ましい。



指導監督基準の変更点について 令和5年4月1日より、以下の点について変更・追加がありました。

◆認可外保育施設指導監督基準 第7-（5）安全確保

- a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
- b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。
- c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。
（略）
- f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。

（以下、略）



指導基準7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保

◆ 安全計画を策定し、当該計画に従い児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。

- 安全計画を策定してください。
- 保育開始前には、室内外の安全点検を行い、児童の安全確保に努めてください。

◆ 安全計画に定める訓練や研修の受講を定期的実施しているか

- 救命救急の実技講習
- 緊急時における対応について（119番通報、避難訓練等）



指導基準7 健康管理・安全確保

◆保護者に対して安全計画に基づく取組の内容について周知しているか。

(取組の内容例)

- 保育を実施する前の、玩具や遊具の点検・室内外の安全点検
- 避難経路の確認
- 急な事故や災害時に、保護者と連絡が取れるよう、緊急連絡先を確認
- 救命講習を定期的に受講すること
- 研修受講計画の作成
- 事故防止に関するマニュアル作成
- 児童の移動のために自動車を利用する場合、乗降車の際の児童の所在確認



指導基準8 利用者への情報提供

- 児童福祉法で「提供する保育内容の掲示」、「契約内容の説明」、「契約時の書面の交付」の義務が課せられています。

児童福祉法第59条の2の2 掲示

第59条の2の3 契約内容の説明

第59条の2の4 契約書面の交付

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：トップ > 暮らしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > （就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料



指導基準8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の提示

◆利用者に対し、サービス内容に関する提示をしているか

○提示が必要な項目（14項目）

- ①設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 ②事業所の名称及び所在地
③事業を開始した年月日 ④保育提供可能時間 ⑤提供するサービスの内容
及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれら
の事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの中
内容及びその理由 ⑥利用定員 ⑦保育士その他の職員の配置数又はその予定
⑧設置者及び職員に対する研修の受講状況 ⑨保育する乳幼児に関して契約し
ている保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩(提携している場合は) 提携してい
る医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪緊急時等における対応方法 ⑫
非常災害対策 ⑬虐待防止のための措置に関する事項 ⑭設置者が過去に事
業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別



3 幼児教育・保育の無償化について



(1) 幼児教育・保育の無償化の概要

◆幼児教育・保育の無償化の対象施設になるには、以下の条件が必要です。

- ①八王子市への届出（設置届）
- ②八王子市の特定・子ども子育て支援施設等の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を市から受けること
- ④認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていること（令和6年10月以降）

市のホームページに届出様式がありますので、参考にしてください。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外の訪問型保育事業（ベビーシッター事業）の届出について](#)



(2) 給付について

- ◆ 保育所、幼稚園等に通っていない、保育の必要性の認定を受けたお子さんが市町村の確認を受けた居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)を利用した場合

月額37,000円(3～5歳児)

42,000円(住民税非課税世帯の0～2歳児)
を上限に支払った利用料に対して給付します。

- 事業者は、領収書及び提供証明書を保護者に発行願います。
- 利用された保護者は、施設等利用費の申請書に領収書・提供証明書を貼付し保育幼稚園課に給付申請します。
保護者の指定口座に振り込みます。



(3) 証明書について

◆認可外保育施設の基準を満たしている場合に証明書を発行

証明書が交付されるには、

◆児童福祉法第59条に基づく立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、交付されます。



保育施設に対する指導監督の組織

(八王子市の場合)

福祉部指導監査課児童担当

(☎042-620-7469)

- ・認可外保育施設に対する立入調査、集団指導

子ども家庭部

保育幼稚園課給付担当 (☎042-620-7248)

- ・設置予定者に対する事前指導
- ・開設、変更、廃止、各届出受理
- ・運営状況報告書の徴収等受付
- ・研修案内の送付
- ・認可外保育施設の基準を満たす旨
の証明書の交付

子どもの教育・保育推進課 (☎042-673-3707)

- ・研修等の実施



連携



おわり

受講いただき、ありがとうございました。

かねてより問合せの多い、職員の健康診断について、八王子労働基準監督署が解説していますので、受講願います。

また、八王子労働基準監督署からは、自主点検結果の紹介もしていますので、併せて受講願います。

受講終了後、通知に添付した受講確認票の提出をお願いします。